

年金保険の課税関係

Q : 生命保険の年金保険は、年金でもらう場合と一時金でもらう場合とで税務の取扱いが違うようですが、どのようになっているのですか？

A : 年金でもらう場合は雑所得、一時金でもらう場合は一時所得になります。

【解説】

生命保険の年金保険を①年金でもらう場合と②一時金でもらう場合とでは、次のように税務上違う取扱いになっています。

① 年金でもらう場合

保険金を年金形式で受け取る場合は、その毎年受け取る年金が雑所得の対象となり、総合課税に取り込まれることとなります。

② 一時金でもらう場合

一時金でもらう場合は、次のように雑所得ではなく、一時所得となって総合課税の対象になることとされています。

イ. 年金受給日以前にもらう場合

一時金を、将来受け取る年金に代えて、年金受給日以前にもらうときは、その一時金は一時所得となり、総合課税の対象になります。

ロ. 年金受給途中でもらう場合

年金受給途中で年金をやめて一時金をもらうという場合のその一時金も一時所得となり、総合課税の対象になります。

ただし、確定年金で受給開始日前に解約したことにより受け取る一時金は、金融類似商品として20%の源泉分離課税されることとなっています。

